

(3) 商標法の改正条文の解説

イ. 審査期間の法定化

(商標登録の査定)

第十六条 審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。

本条は、商標登録出願についての登録の査定の特例を規定したものである。

これは、マドリッド協定議定書加入において、議定書第5条(1)(2)(a)(b)に係る部分に限る。) (5)の規定の実施のために必要であり、締約国の官庁は、国際事務局が領域指定の通報を当該官庁に行った日から、遅くとも1年(18箇月と宣言することが可能であり、我が国は18箇月を宣言する予定。)の期間が満了する前に、国際事務局に対し、全ての拒絶の理由を記載した文書と共に拒絶の通報を行うこととされていることによる。なお、本条は、内外国の出願人にとって差別を生じさせないために通常出願についても同様に扱うべきであることから、直接特許庁に出願される商標登録出願についても適用される。

また、具体的期間については、商標法施行令第2条第1項で定めるとおり、商標登録出願の日から18箇月以内に拒絶の理由を発見しないときは商標登録をすべき旨の査定をする義務を審査官が負うことになる。これは、拒絶査定の不服審判、その再審においても同様である(本条を、防護標章登録出願、及び審判、並びに再審に準用する)。ただし、国際商標登録出願(参照：第68条の10)については、「出願の日＝国際商標登録出願の日(事後指定の記録の日)」からではなく、領域指定を国際事務局が日本に通報した日(第5条(2)(a))から18箇月以内である。

したがって、商標登録出願人としては、自己の出願についての商標登録の拒絶理由を18箇月以内に知ることが制度的に担保されることになる。

以上の理由から、本条の改正は、主施行日である平成12年1月1日ではなく、

マドリッド協定議定書発効日（平成12年3月14日）から施行することとし、特許法等の一部改正法第5条部分において改正するものである。

ロ. 国際登録出願

(国際登録出願)

第六十八条の二 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人であつて標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（以下「議定書」という。）第二条(1)に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）を受けようとする者は、特許庁長官に次の各号のいずれかを基礎とした議定書第二条(2)に規定する出願（以下「国際登録出願」という。）をしなければならない。この場合において、通商産業省令で定める要件に該当するときには、二人以上が共同して国際登録出願をすることができる。

一 特許庁に係属している自己の商標登録出願又は防護標章登録出願（以下「商標登録出願等」という。）

二 自己の商標登録又は防護標章登録（以下「商標登録等」という。）

2 国際登録出願をしようとする者は、通商産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な書面を提出しなければならない。

3 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 国際登録出願に係る商標の保護を求める議定書の締約国の国名

二 国際登録出願に係る商標の保護を求める商品又は役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

4 国際登録出願に係る商標又は標章について議定書第三条(3)の規定の適用を受けようとする者は、その旨及び付した色彩又はその組合せを願書に記載し、かつ、その色彩を付した商標登録出願等に係る商標若しくは標章又は登録商標若しくは登録防護標章の写しを願書に添付しなければならない。

本条は、議定書上の国際登録を求めるとしての手続である国際登録出願について規定している。

具体的には、議定書第2条(1)(2)の規定に基づき国際登録出願人の出願人適格を定める（本条第1項）こと、議定書第3条(1)(2)(3)の規定に基づきその出願の様式、願書の記載事項を定めている。

第1項は、議定書第2条(1)を受けて、国際登録出願をできる者を定めている。

国際登録出願は、議定書第2条(2)により、国際事務局に対して行うものであるが、国際登録出願は、必ず基礎出願又は基礎登録のある本国官庁を通じてでなければ国際事務局に対し行うことができないことから「特許庁長官に」しなければならないと規定した。

また、議定書第2条(1)本文にいう基礎出願又は基礎登録のうちに、防護標章登録出願、防護標章登録を含ませることとした。その理由は、これらは、我が国の企業等の著名な標章として国内のみならず海外においても保護する必要性が極めて高いものであるところ、仮に防護標章登録等を基礎とはできず、その防護標章登録に係る商標登録を基礎としなければならないと、指定商品又は指定役務が防護標章登録とその防護する商標登録は必ず非類似であるから、基礎とするために再度防護標章登録を得た商品又は役務の範囲に商標登録出願をしなければならないという負担を利用者にかけることになるからである。また、日本国内での著名な標章を使って海外で新規事業を開拓展開することにも資するものである。

基礎出願については、出願日が認定された（第5条の2）商標登録出願、防護標章登録出願を基礎とすることができ、基礎登録については、現に有効な商標登録及び防護標章登録を基礎とすることができる。

また、二人以上の者が共同して国際登録出願できる条件は、基礎出願又は基礎登録が共同出願又は共有であって、その共有者全員が国際登録出願の出願人適格を有している場合である。現在においては、出願人適格として単独出願の場合と異ならないが、将来の規則改正を考慮して通商産業省令に委任することとした。

本条の規定により国際登録出願できる者は、単に商標登録出願の出願人又は商標権者であるだけではならず、日本国民、日本国内に住所を有する者、日本国内に営業所を有する法人であることが必要である（議定書第2条(1)(i)）。

第2項は、出願の様式事項等を定めている。通商産業省令において、様式として国際事務局の定める願書の公式様式に則したものを定める予定である。

第3項は、国際出願の願書の必須記載事項を定めたものである。「保護を求める締約国の国名」は、議定書第3条の3(1)を受けたものである。

なお、保護を求める締約国として、本国官庁である締約国を記載することはできない（議定書第3条の2）。したがって、我が国の商標登録等を基礎にして、国際登録において日本国を保護を求める国とすることはできない。

「第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分」は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーブで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定第1条に規定する国際分類に即して通商産業省令で定められる商品及び役務の区分を指している。なお、ニース分類に即していない旧分類に基づく商標登録を基礎とする場合は、その分類に対応するニース分類の区分を願書に記載する必要がある（書換登録を受けている商標登録である必要はない）。さらに、商品又は役務の区分の確定は最終的に国際事務局が行うことになっている（議定書第3条(2)）。

第4項は、国際出願の願書の任意的記載事項を定めたもので、議定書第3条(3)を受けたものである。

【関連する改正事項】

◆商標法第76条第1項第3号（手数料）

実費勘案手数料の徴収項目として、国際登録出願をする際の手数料を規定した。

第六十八条の三 特許庁長官は、国際登録出願の願書及び必要な書面を議定書第二条(1)に規定する国際事務局（以下「国際事務局」という。）に送付しなければならない。

2 特許庁長官は前項の場合において、願書の記載事項とその基礎とした商標登録出願等又は商標登録等の記載事項が一致するときは、その旨及び国際登録出願の受理の日を願書に記載しなければならない。

3 第一項の場合において、特許庁長官は国際事務局に送付した国際登録出願の願書の写しを当該国際登録出願の出願人に対して送付する。

本条は特許庁長官に国際登録出願がなされた場合の取扱いについて定めたものである。

第1項は、本国官庁としての特許庁長官が、国際登録出願の願書を国際事務局に送付することを議定書第2条(2)を受けて規定したものである。

第2項は、本国官庁としての特許庁長官が、国際出願の内容と国際出願の基礎となった基礎出願又は基礎登録との同一性を証明し、国際出願の受理日を追記することを定めたものである。議定書第3条(1)を受けた規定である。

ここでいう同一性を証明する事項とは、主に出願人、商標、商品・役務の同一性等であるが、この同一性がない場合でも、議定書上、本国官庁には処分権限が与えられていないため、証明をしないで国際登録出願の願書を国際事務局に送付することもあり得る。

ただし、納付すべき実費勘案手数料を納付しない場合には、相当の期間を指定し補正を命じ、相当の期間内にその補正をしないときはその手続を却下する旨の規定を国際登録出願にも準用する（第68条の7において準用する特許法第17条第3項、第18条第1項）。この処分は、議定書第8条(1)を根拠とするものである。

第3項は、特許庁長官が、国際出願手続に不備があると判断した場合をも含めて、国際登録出願人に国際事務局に送付した願書の写しを送付することを定

めている。これは議定書上の義務ではないが、出願人に情報を提供しその後の国際事務局の処置に備えさせるものである。

(事後指定)

第六十八条の四 国際登録の名義人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第三条の三に規定する領域指定（以下「領域指定」という。）であつて国際登録後のもの（以下「事後指定」という。）を特許庁長官にすることができる。

本条は、議定書第3条の2及び第3条の3(2)の規定に基づき国際登録後の領域指定（以下「事後指定」という。）を、特許庁長官を通じてできる旨を規定したものである。

事後指定を行うことができるのは、出願人、本国官庁、関係する官庁のいずれかである。日本国は、議定書の国際登録制度利用者の便宜のため日本国特許庁を通じての提出は義務づけないために「特許庁長官にすることができる」と規定したものである。（関係する官庁として事後指定を行う場合とは、具体的には、国際登録を譲り受けたのが我が国の者である場合等を想定している。）

本条による事後指定がされたときは、その事後指定の記録日は原則として日本国特許庁が受理した日となる。

【関連する改正事項】

◆商標法第76条第1項第4号（手数料）

実費勘案手数料の徴収項目として、事後指定の手数を規定した。

(国際登録の存続期間の更新の申請)

第六十八条の五 国際登録の名義人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第七条(1)に規定する国際登録の存続期間の更新(以下「国際登録の存続期間の更新」という。)の中請を特許庁長官にすることができる。

本条は、特許庁長官を通じて国際登録の存続期間の更新の申請をできる旨を規定したものである。

国際登録の更新は国際登録の名義人が直接、国際事務局に手続できるものである。しかし、議定書第8条(1)の規定から当該手続を本国官庁を通じて提出することも許容されていることから、その旨を受けて定めたものであり、特許庁長官を通しての手続を義務づけていないため「特許庁長官にすることができる」と規定したものである。

更新手続は通常、更新の料金支払いのみであるが、国際登録の保護を受けている締約国を減少させたい場合や、拒絶中（最終処分が確定しない状態で国際登録から10年経過している国についても更新したい場合）は、その旨の書面提出が必要となる。この手続を、特許庁長官を通じてできることとした。

【関連する改正事項】

◆**商標法第76条第1項第5号（手数料）**

実費勘案手数料の徴収項目として、国際登録の存続期間の更新の中請の手数を規定した。

(国際登録の名義人の変更の記録の請求)

第六十八条の六 国際登録の名義人又はその譲受人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第九条に規定する国際登録の名義人の変更(以下「国際登録の名義人の変更」という。)の記録の請求を特許庁長官にす

ることができる。

2 前項に規定する請求は、国際登録において指定された商品若しくは役務ごと又は国際登録が効力を有する締約国ごとに行うことができる。

本条は、国際登録の名義人の変更の記録の請求を特許庁長官を通じて行うことができる旨を規定したものである。

この名義人の変更は、その理由を問わない。主としては、譲渡契約・相続などが挙げられるが議定書上では、「名義人の変更」として扱われる。

第1項は議定書第9条の規定を受けたものであり、特許庁長官は、締約国の官庁として行動するものである。名義人の変更の記録がなされるまでは、従前の国際登録の所有者が「名義人」であり、新たに国際登録簿の記録により「名義人」になる者は「譲受人」としている。

この国際登録の新たな名義人になれる資格は議定書第9条に規定される。具体的には、国際登録出願をする資格を有することが必要である。複数の者が新たな名義人になる場合には、その全ての者が国際登録出願をする資格を有することが必要である。

第2項は、議定書上名義人の変更は商品又は役務ごと、当該国際登録が効力を有する締約国ごとに行うことから、その旨を規定したものである。

【関連する改正事項】

◆商標法第76条第1項第6号（手数料）

実費勘案手数料の徴収項目として、国際登録の名義人の変更の記録の請求を規定した。

（商標登録出願に関する規定の準用）

第六十八条の七 第七十七条第二項において準用する特許法第十七条第三項（第三号に係る部分に限る。）及び同法第十八条第一項の規定は、国際

登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に準用する。

本条は、特許庁長官が、議定書上の締約国の官庁(議定書第2条(3))として、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請、国際登録の名義人の変更の記録の請求を行う際の手数料収入についての規定である。

議定書上、国際登録出願の処分についての授權規定はないが、議定書第8条(1)により、締約国の官庁は、その手続負担分についての手数料の徴収が認められているところから、我が国も実費分の手数料を徴収することとし(第76条第1項を改正)、その手数料を確保するため、手数料の補正に関する特許法の規定を準用したものである。

【関連する改正事項】

◆商標法第76条第1項第3～6号(手数料)

実費勘案手数料の徴収項目としての規定をおいた。

(通商産業省令への委任)

第六十八条の八 第六十八条の二から前条までに定めるもののほか、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に関し議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、通商産業省令で定める。

本条は、第7章の2第1節の規定を実施するため、議定書及び規則の規定を受けて必要な事項を通商産業省令で定めることとしたものである。

ハ、国際商標登録出願に係る特例

(領域指定による商標登録出願)

第六十八条の九 日本国を指定する領域指定は、議定書第三条(4)に規定する国際登録の日（以下「国際登録の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合は、議定書第三条の三(2)の規定により国際登録に係る事後指定が議定書第二条(1)に規定する国際事務局の登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。

2 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第五条第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項と見なす。

<u>国際登録の名義人の氏名又は名称及びその住所</u>	<u>商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所</u>
<u>国際登録の対象である商標</u>	<u>商標登録を受けようとする商標</u>
<u>国際登録において指定された商品又は役務及び当該商品又は役務の類</u>	<u>指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分</u>

本条は、国際登録に基づく領域指定を我が国の商標登録出願（第5条）とみなして、国際登録に基づく手続を国内段階に繋げる規定である。

この規定により、国際登録出願→国際登録→領域指定→商標登録出願に手続が繋がりが、商標法の規定が適用されることになる。

（なお、国際登録簿による管理等議定書の実施の関係から、商標法の規定をそのまま適用できない規定には、読み替え規定の特例を、そもそも適用できない規定については、適用なしという特例を第2節の中において規定している。）

第1項は、領域指定を我が国の商標登録出願とみなす規定である。